

教科用図書芳賀採択地区協議会傍聴要綱

第1条 教科用図書芳賀採択地区協議会の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を受付簿に記入して、会長の許可を得た上で、事務局員の指示に従って会場に入らなければならない。

第2条 次に該当する者は、傍聴席へ入ることができない。ただし、特別な事情がある場合は、会長の裁量による。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 芳賀採択地区内に住所を有しない者
- (4) その他会長が傍聴を不適當と認める者

第3条 会長は傍聴席が満員となったときその他必要があるときは傍聴を制限することができる。

第4条 傍聴人は次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 騒ぎ立てるなど、議事を妨害すること。
- (2) 議事に批評を加え賛否を表明すること。
- (3) 飲酒又は喫煙をすること。
- (4) 会長の許可なく、会議の様態を撮影又は録音等を行うこと。
- (5) その他会議の妨害となるような行為をすること。

第5条 傍聴人は、会長が傍聴を禁じたとき又は退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

第6条 前各条に定めるもののほか、傍聴人は会長の指示に従わなければならない。

附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。